

意見書案第3号

厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決
を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり
提出する。

令和5年9月27日提出

提出者	綾瀬市議会議員	橘川佳彦
賛成者	同	内山恵子
同	同	石井麻理
同	同	古郡敏正
同	同	佐竹百里
同	同	岡徳行
同	同	天笠哲史
同	同	上田博之

厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決
を求める意見書

厚木基地周辺の航空機騒音について、空母艦載機の移駐により、騒音が低減され、国は令和6年度以降早期での補助対象区域の見直し（再告示）を目指しているが、事前に解決すべき「80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅の解消」という大きな問題が存在している。

これまでも、空母艦載機移駐前の平成26年9月及び移駐後の平成30年9月の二度にわたり、国に意見書を提出し、継続的に解決を要望してきたが、いまだ具体的な解消策は示されていない。

このままでは、騒音が減少傾向にあるという理由で、指定再告示方式による区域見直しにより、補助対象区域が大幅に縮小される恐れがあり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策の提示が必要不可欠であると考えます。

よって、国においては、「80W及び75W区域内にある逆転現象を伴う告示後住宅」について、具体的な解消策を早急かつ明確に示すとともに、区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に対し理解を得るための丁寧な説明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

綾瀬市議会議長 古市 正

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 あて

（提案理由）

厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域の80W及び75W地域に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅」について具体的な解決策を早急かつ明確に示し、区域見直しについて、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための説明を行うことを要請するため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。